

## 多治見市事務用共通封筒広告募集要項

多治見市では、市の様々な媒体に民間企業などの広告を掲載することにより自主財源の強化を図るため、有料広告の募集を行っています。

今回、広告を募集する媒体は「事務用共通封筒」です。

「事務用共通封筒」は、多治見市から市民の方に様々な連絡やお知らせをさせていただく時に使用する封筒で、年間約9万5千枚が使用されており、幅広い用途に使用されています。

### 1. 広告の規格など

封筒（掲載場所）	広告の規格	作成予定枚数	募集枠数
長形3号（裏面）	縦4.5cm×横10cm	70,000枚	3枠
角形2号（裏面）	縦5.5cm×横10cm	25,000枚	8枠

※広告の印刷色については、封筒の文字と同じ色（単色）になります（紫を予定）。

### 2. 広告の掲載期間

- （1） 広告を掲載した封筒は、前回作成した封筒がなくなり次第（令和7年6月頃予定）使用を開始し、今回作成する封筒がなくなるまで使用します。
- （2） 作成した封筒は、一部が市民等への送付以外の用途に使用される場合があります。

### 3. 広告料金

封筒（掲載場所）	広告の規格	作成予定枚数	広告料
長形3号（裏面）	縦4.5cm×横10cm	70,000枚	7万円以上／枠
角形2号（裏面）	縦5.5cm×横10cm	25,000枚	2万5千円以上／枠

※作成予定枚数は予定であるため、変更される可能性があります。この場合においても広告料金は変更しません。

### 4. 応募方法

持参又はE-mailにより受け付けます。

（1） 募集期間：令和7年2月3日（金）から同月28日（金）まで

（2） 持参の場合

受付時間：土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時00分

受付場所 多治見市役所総務課（本庁舎4階北側）

（3） E-mailの場合

受付期限：令和7年2月28日（金）午後5時00分必着

送信先：soumu@city.tajimi.lg.jp

## 5. 提出書類等

(1) 次の書類等を持参又は E-mail により提出してください。

※E-mail の場合、記載済みの用紙をスキャナーなどにより PDF ファイルにして提出してください（ワードファイルでの提出は、受け付けません）。

※E-mail の場合、必ず、受信確認のための電話連絡を行ってください。

ア 広告掲載申込書（別添）

イ 宣誓書兼同意書（別添）

ウ 広告の電子データ（PDF ファイルにより提出してください）

※電子データ制作に係る費用は、応募者の負担となります。

※持参による場合、広告の電子データは CD-R に格納して提出してください。

※E-mail による場合、広告の電子データは 5 M 以下としてください。

(2) 応募の注意事項

ア 提出した申込書は、期間内であっても、引換え、変更、又は取り消すことができません。

イ 申込書の記載事項のうち価格を訂正したものは、無効として取り扱います。

ウ 申込書に記載する住所・氏名は、住民登録上の住所・氏名（法人にあっては商業登記上の所在・商号）を記載して下さい。

エ 応募にあたっての負担は、全て応募者の負担となります。

オ 提出された書類は、返却しません。

## 6. 応募条件

(1) 次の要件に該当する者は、応募することができません。

ア 多治見市の市税及び諸納付金に滞納がある者

イ 多治見市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 26 号）第 2 条第 1 号又は第 2 号の規定に該当すると認められる者

ウ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

エ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生、更生手続中の事業者

カ その他市長が不相当と認めるもの

(2) 次の要件に該当する業種は、応募することができません。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業等に該当する業種

イ 消費者金融業

ウ たばこの製造業及び販売業

エ ギャンブルに係る業種

オ 公序良俗に反する者で市長が不適格と認めた者

## 7. 掲載できない広告

次の要件に該当する広告は、掲載することができません。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張が含まれるもの
- (6) 個人の名刺広告（単に個人の氏名を表示し、公衆に周知する広告をいう。）
- (7) 射幸心をそそるもの
- (8) その他広告掲載として不適当であると市長が認めるもの

## 8. 審査・広告掲載の決定

### (1) 審査

提出いただいた広告の電子データを、多治見市広告掲載取扱要綱（平成 19 年告示第 55 号）に規定する多治見市広告審査委員会で審査した上で、掲載の可否を決定します。

なお、応募枠数が募集枠数に満たない場合であっても、審査を行います。

### (2) 広告掲載の決定

審査の結果、掲載可とされた応募が募集枠数を超えた場合は、1 枠当たりの広告料が高額な順に掲載を決定します。同額により決定できない場合は、くじにより決定します。くじは、本事業の担当外の職員が引きます。

### (3) 結果の通知

広告掲載の決定の結果は、全ての応募者に通知します。

### (4) 広告掲載の取り止め

応募枠数が募集枠数に満たない場合、広告掲載を取り止める場合があります。

## 9. 広告掲載料金の納入

- (1) 広告掲載が決定した応募者には、市から広告掲載決定通知書を郵送します。
- (2) 広告掲載料金は、令和 7 年 4 月初旬に市から納入通知書を郵送しますので、納入通知書に定める納期限までに、納入通知書に定める金融機関で納めてください。

## 10. 事務用共通封筒の作成

- (1) 事務用共通封筒に掲載する枠の位置は、市で決定します。掲載位置の希望はできません。
- (2) 提出された広告の電子データをそのまま事務用共通封筒に掲載します。校正はしませんので、あらかじめ内容に間違いのないようご注意ください。

## 11. 広告掲載の取消し

次の場合、広告掲載の決定を取り消すことがあります。なお、広告掲載の決定を取り消したときは、既に納付した広告掲載料金は返還いたしません。

- (1) 虚偽の申込みによって、広告掲載の決定がなされたとき。
- (2) 広告掲載料金が指定する期日までに納入されないとき。
- (3) 広告主が、広告掲載の決定後、本募集要項の規定に反する業種や事業者となったとき。

## 12. その他の注意事項

- (1) 市は、広告の内容や広告掲載に係るトラブル・問合せ等については、一切対応しません。広告主において対応していただきます。
- (2) 市は、広告の内容や広告掲載に関する責任は、一切負いません。広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決していただきます。

## 13. 質問

本募集要項について質問がある場合は、質問票（別添）を提出してください。提出は、持参又は E-mail とします。指定の様式を用いない質問、口頭による質問は受け付けません。

(1) 質問受付期間：令和7年2月3日（月）から同月7日（金）まで

(2) 持参の場合

受付時間：土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時00分

受付場所 多治見市役所総務課（本庁舎4階北側）

(3) E-mail の場合

受付期限：令和7年2月7日（金）午後5時00分必着

送信先：soumu@city.tajimi.lg.jp

(4) 回答方法 多治見市役所総務課のホームページで公開します。

### 【お申込み・お問合せ先】

〒507-8703

岐阜県多治見市日ノ出町二丁目15番地

多治見市役所 総務部総務課 行政グループ

TEL：0572-22-1409

FAX：0572-32-8279

E-mail：soumu@city.tajimi.lg.jp